

[平成14年 第3回定例会]-[09月12日-02号]-P. 88

◆6番(青山圭一) 私は、民主・市民連合川崎市議団を代表して、平成14年第3回定例議会に提出された川崎市行財政改革プランを初め、議案並びに市政一般につきまして質問をいたします。

さて、日本を取り巻く環境は相変わらず大変厳しい状況であり、景気の低迷、雇用の不安等、一向に明るい兆しが見えません。本市におきましても、景気の低迷による相次ぐ企業の本市からの撤退や企業の倒産、そしてそれに伴う失業率の悪化等により大変厳しい状況が続いております。本市の歳入の根幹である市税収入は伸び悩んでおり、一方、少子高齢化の急速な進展に伴い、このままでは本市が市民に対して提供してきたサービスを維持していくことが困難な財政状況にもなっておりましました。より抜本的な諸施策の見直し、検討が必要かと思えます。さて、市長はこのような川崎の状況をかんがみ、川崎再生へ向けた具体的な取り組みとして行財政改革プランを示されました。市民、行政が一体となって川崎を再構築するために以下の点について伺います。

まず初めに、川崎市行財政改革プランについて市長に伺います。行財政改革プラン策定の根底には本市の財政状況があると言われております。川崎市は、いよいよ平成17年度には赤字団体となり、平成18年度以降には財政再建団体に転落する危機的事態が指摘をされております。ここまでの危機状況に至るまでには幾つか要因があったはずですが。歳入が平成9年をピークに伸び悩み、マイナスカーブを描いているにもかかわらず、歳出が一方的に上昇カーブを上り詰め、歳入と歳出の乖離がますます激しくなっていることに対し、情報の開示と対策を常々求めてまいりました。

そこで伺いますけれども、改めて今日財政危機宣言を発するに至ったその現状の認識と、なぜ収支が赤字に転落してきたのか、その理由。そして、この間、財政当局はいかなる対策を講じてきたのかについても伺います。

次に、行革プランの提出に関連して伺います。当初、行革プラン策定に当たっては、6月、素案を作成し、総務委員会に提出をし、事前討議に付し、7月には市民公募委員を募り、10人程度で懇談会を組織し、8月には推進計画の策定、公表を行うと報告がありました。なぜこれがほごにされ、途中のプロセスが省かれ、8月に行革プランが示されたのか、まず経緯をお示してください。

次に、川崎市行財政改革委員会が9月10日に設置をされました。この委員会の性格は行革プランとの関係でどう位置づくのか伺います。行革プランは実行可能な部分と問題提起の部分で構成されているとしております。とすれば、今回この行革プランはあくまでも案であり、今後の委員会で合意を得て計画となると理解してもよいのか伺います。

次に、今回示された改革プランの中で、行政機関がみずからの判断に基づいて率先して行うべき熟度の高い実施計画的な項目は一体どれなのか、この点についても伺います。

次に、市民の皆さんや議会、各種委員会で審議して決定しようとする項目については一体どれなのか、この点についても伺っておきます。またさらに、改革期間では意見の集約ができなく、今後の指針にとどまるであろうと考えている項目はどれなのか伺っておきます。

次に、総合計画の策定が同時進行で始まっていると伺っていますが、行革プランと総合計画は一体どういう関係になるのか伺っておきます。そして、総合計画策定の推進組織の

構成と日程，特に市民討議の保障について見解を伺っておきます。

次に，今回の行財政改革プランの副題に「萌える大地と躍るこころ」がうたわれ，市長の緑の回復に対する強い熱意が伝わってまいります。しかし，その思いとは裏腹に，緑の保全への言及は行財政改革プランの本文の中では見られません。ようやく行革プラン第5章，公共公益施設・都市基盤整備の見直しの中で向ヶ丘遊園跡地について，Cランクとして今後の土地利用計画を検討するとしております。これまで向ヶ丘遊園跡地利用については，向ヶ丘遊園全体を緑地として保全してほしいとの市民の要望も多く出されており，ばら苑については市民アンケートを実施，8割の市民が存続を希望しております。したがって，今回のプランにおける見解についても伺っておきます。

次に，公共公益施設・都市基盤整備の見直しにかかわる優先順位の区分，ランクづけについて伺います。事前調査の段階で，川崎駅西口市民文化施設事業については，諸条件が整い，順位区分BランクからAにランクアップし，事業推進するとの情報が寄せられました。このようにプラン作成後，状況の変化等によってランクづけが変化したものがあれば，訂正を含め明確にしてください。

次に，ランクづけに当たっては財政的な観点だけでなく，政策的評価を行い，総合的に判断すべきと思いますが，そのような政策評価は行われたのか。行われたのであれば，それらの資料の提出もするべきであると思います。見解を伺います。

次に，行革プランのD区分は3年間着手を見送り，中止，休止，廃止を含めて見直しを図る事業と位置づけられておりますが，多摩スポーツセンター等のように，こうした区分に入れることが明らかに不適切，不適当な事業も入っております。多摩スポーツセンターは，既に用地確保が完了し，本年3月にはパートナーシップ型の建設構想が策定され，今年度は基本構想策定基礎調査も実施をされております。スポーツセンターは各区に1カ所設置の計画で，未設置は造成工事に取り組んでおります宮前区，そして多摩区だけあります。公平な市民サービスの観点から，中止，休止，廃止の対象にすべきではありません。D区分の中には，中止等の検討が必要なものと，単に日程的にここ3年間の間では着工できないものが混在しているのではないかと思います。何をもってこのD区分としているのか伺います。「着手を見送る事業」の「着手」とは工事着手なのか，計画，設計の着手も含むのかも伺います。一例として挙げた多摩スポーツセンター整備についても，改めて今後の事業の進め方を伺っておきます。

次に，行財政改革の基本的な考え方では，PFI等を実施することが極めて重要な課題であると述べております。また，議会においても議論を深めてきたところで，PFIは，やり方によっては，民間活力をかりることで，市財政にとっても市民にとっても有効な手法であると言われております。そして，PFIについては，市の積極的事業として6つのプランの発信，提示をされてきました。しかし，PFIは極めて重要な課題と述べている行財政改革プランにおいては，駐輪場を除く5つの事業についてはC，Dの順位となっております。既にPFI事業とするか否かの検討やその前段的な検討がされているのであり，こうして進められてきた検討内容が今回のランクづけにどのように反映をされたのか伺っておきます。また今後，PFI候補事業としての位置づけに変化はあるのか伺います。

次に，職員数の削減等について伺います。行政体制の再整備の重点の一つは職員の削減で，3年間で約1,000人を削減するとしております。

そこで、約1,000人とした理由と根拠について伺います。また、年度別人数や業務別人数は数値として設定されているのか。設定されているとしたら、その人数は何人であるかについても伺います。

次に、7年後の平成21年度に収支を均衡させ、人件費の構成費を指定都市平均の17.5%にするとしています。平成21年度には職員数の削減は2,333人に達するとのことですが、平成17年度以降の年度別及び最終の削減数を改めて伺います。

次に、削減に当たってはいわゆる首切りや退職勧告は行わないというふうに聞いておりますけれども、どのような手法で実施をするのか伺います。続いて、こうした大きな削減は、職員や労働組合の理解や協力がなければ、実際のところ、実施がなかなか困難であると思われそうですが、改革プラン作成に当たってどのような議論がされてきたのか、今後についてはどのような対応をすることになっているのか伺います。職員労働組合との関係をどのように構築するかについても、あわせて見解について伺っておきます。

次に、市民サービスの再構築について伺います。川崎市が市民生活を支えるに当たって基本的に行うべき施策は、全国的にほぼ同一であるべきと考えます。しかし、この間、改革プランで述べている保育所の設置、公民館を中心とした社会教育の充実、こども文化センターの設置、敬老パスの交付、毎日のごみ収集等は、まさに川崎市民の要求や要望、そしてニーズにこたえ、政治的判断を踏まえ、市の単独あるいは上乘せ等として取り組んできました。いわば川崎市の特徴として川崎市の顔である政策であり、行政と議会がともに市民のために進めてきたものであります。その点では誇るべき施策であります。しかし、財政状況が、時代的背景から判断しても、その見直しが必要な部分もあることも事実であります。地方分権時代を迎え、地方自治体がより独自の政策を独自の判断で施行できる時代を迎えていることであり、まさに地方が主体、市民が主体のまちづくりが進められなければなりません。このときこそ、一層市民の声、ニーズ、要望に耳を傾け、その実現こそが市民サービスの根幹ではないでしょうか。

今回、市民サービスの見直し34例が挙げられておりますけれども、これを見ますと、社会環境の変化に合わせた施設の再構築、施設の見直しが13件あります。そして、効率的、効果的な市民サービス提供システムの構築、直営からの委託、民営化については12件。さらに、公平性の観点に立った受益と負担の適正化、有料あるいは値上げについては9件となっております。どれをとってもサービスを受けていた市民にとっては、まさに寝耳に水のことです。地域のことは地域で決める、この理念に立って、市独自政策として、厳しいけれども、残すべきは残す、その意思と考え方があるのか伺います。

めり張りのある政策決定が求められております。それが川崎市としての特徴づくりではないかと思えます。市民サービスは、納税者として、あるいは一人の市民として、最も身近に行政を感じる場所です。国等の基準に合わせ、あるいは他都市が中止した、横浜市には制度なし等の理由で、市の単独、上乘せ事業を根本から否定するのであれば、何が一体地方行政なのでしょう。市長は常々、地方自治のプロフェッショナルを自認されておりますけれども、地域の独自色をいかに出し、より市民のニーズ、要求に合うような施策の努力が求められていると思えますが、見直しの基準について改めて伺います。サービスの中止、削減、有料化等によって影響を受ける市民は一体どのぐらいいるのか、その経済効果をどうはじき出しているのか、それぞれの事業について伺っておきます。今後、

市民サービスの再構築分野での市民ニーズ，声の収集と政策決定のシステムと今後のスケジュールについて，どう考えているのかについてもあわせて伺います。

次に，市民サービスの再構築における合意形成の手順や手続について伺います。市民サービスの再構築に当たっての検討対象の事業例の多くは医療，福祉分野の事柄であり，福祉，医療の切り捨てやサービス低下が懸念されております。それだけに，実施に当たっては市民との間に十分な合意形成を図ることが必要不可欠であります。プランにおいても，「十二分に意見交換や審議検討することが，極めて重要です。合意が形成されるものから可及的すみやかに実施し，おおむね今後1年以内を目途に所要の結果を得て，市民サービスの再構築を進めていく」としておりますけれども，説明と意思表示だけでは合意形成とは言いがたく，特別の手段を講ずべきと考えます。合意形成をどのような手順や手続の中で進めることになるのか，見解と具体的な対応について伺っておきます。

次に，出資法人の見直しに対する考え方について，市長に伺います。市長は6月定例議会の我が会派の質疑において，出資法人について，「事務事業の抜本的な見直しや民間委託などの事務執行手法の転換などを基本に，行財政改革計画の策定に取り組んでおりますが，出資法人につきましても例外なく抜本的な見直しが必要と考えております」と答弁をされております。

そこで伺いますが，出資法人見直しについての取り組みは今回の行財政改革プランへどのように反映をされているのか伺っておきます。また，今後統廃合を行う出資法人についてはどのように考えているのか，あわせて伺います。また，6月下旬には出資法人の見直しや改善方策を検討する庁内検討プロジェクトが立ち上げられ，その方向性について議論がされたと仄聞をしております。庁内検討プロジェクトにおける議論の内容及びその後の取り組みについても伺っておきます。

次に，交通網の整備について伺います。交通網に対する基本的な考えとして，縦方向の整備だけでは市域の一体性を確保することはできないと示されました。このことは今までの方向性を大幅に変更することになるわけですが，市域の一体性を確保するための方法について具体的にお示しください。また今回，縦貫高速鉄道の考え方として，事業を進める前提となる財源調達を含めた方針が示されております。特に一般財源相当部分を他の公共施設，都市基盤整備事業や市民サービスにかかわる事業を削減して捻出するか，超過課税などの形で住民負担の増加をしなければ事業は困難と言われております。確かに川崎縦貫高速鉄道線研究会において検討がされ，削減策は見込まれるとしても，財源調達の方法を大きく変更するには至らないと思われまます。他事業の削減か増税かの選択を考える場合，プライオリティーを決定し選択をした事業や，絞りに絞り込んだ市民サービスをさらに削って地下鉄に回すことは不可能であり，そうなると増税を選ばざるを得なくなりますが，制限税率の範囲内において税率を何%上げれば財源を確保することができるのかお答えください。さらに，事業認可の取得を来年に控えて動いていますが，今後，研究会から10月に提言が出されて以降，5つの留意点の整理をし，便益と他事業への影響，住民負担の増加額を明らかにし，広く市民の意見を問うことになっていますが，どのような方法で行われるのか，タイムスケジュールもあわせてお答えください。また，結論はいつまでに出すのかについても明確な御答弁をお願いいたします。

次に，川崎縦貫道路のI期事業について伺います。今後の行財政改革プランでは，大師

ジャンクション以西のⅠ期区間は、密接な関係にあるⅡ期計画のルート、事業主体等に不確定な部分があることから、今後国の動向に注視しながら対応するとのことでありました。Ⅰ期完了を、平成13年3月に平成14年度から平成18年度へと明確に変更したわけです。したがって、Ⅱ期ルート及びその構造はいつの時期までに決定する考えであるのか伺います。次に、大師ジャンクションの事業及び本市の負担額について伺います。また、これまでの川崎縦貫道路事業、関連事業も含みますけれども、これに係る市の負担額についてもお答えください。4つ目に、Ⅱ期との継続が期間内に決定されない場合の、Ⅰ期の最終地点における国道15号線とのすり合わせを図面で提出してください。

次に、総合企画局長に臨海部の活性化について伺います。行財政改革プランの中でも示されておりますが、約220ヘクタールの低未利用地については、国際競争力のある産業の再生や魅力ある都市景観、快適空間の創造、基幹的広域防災拠点の整備など、総合的な見地から京浜臨海部の再編整備を促進することが喫緊の課題であるとのことでありますが、まさにそのとおりだと思います。

そこで何点か伺います。まず初めに、7月26日に閣議決定されました構造改革特区について、その内容、手法、その趣旨について伺います。特に今回、本市が臨海部を中心に応募した各特区構想について伺います。次に、この特区による予想される効果について、また今後の取り扱いについて、さらには都市再生の緊急整備の取り組みについても伺います。また、手塚ワールドについての現在までの取り組みと今後の見通しについても伺っておきます。

次に、首都圏第三空港問題について何点か伺います。懸案であったこの空港については、国の調査において川崎沖、羽田沖及び周辺へと進められ、ことしの春には、多摩川の河口に係る羽田沖の拡張案が交通政策審議会の空港部会のまとめで示されましたが、予定されている位置について伺っておきます。さらに、国の検討委員会では1としてメガフロート、2として栈橋、3として埋め立てと栈橋の組み合わせ方法など検討を進めているようですが、新たに発表している空港の規模はどの程度のものなのか伺います。あわせて、計画では国際線の乗り入れも進めていることと、国内線を含めて利益やメリットのある周辺自治体である本市に対して費用負担の要請等が国からあったのか伺っておきます。さらに、建設する全体費用はどの程度なのか、費用の分担も、わかれば念のために伺っておきます。

この件につきましては、前質問者と同趣旨となりますので、答弁については結構でございます。

また、この計画によると、多摩川の河口へ張り出すようですが、このことによって多摩川の流域の変化による水際や周辺の環境及び騒音等、本市に影響がないのか、具体的に伺っておきます。

次に、中央図書館の整備の見直しと小杉駅周辺開発事業との関係について、市長、教育長、まちづくり局長に伺います。中央図書館について市長は、IT化時代を迎え、大量な蔵書を中心とした図書館機能そのものも既に見直す時期に来ており、抜本的に見直しを図る。3年間は着手を見送り、この間、中止、休止、廃止を含め見直しを図るとしておりますけれども、中央図書館が入居を予定している南地区西街区ビルは、変電所の移設を含め、やっと計画がまとまったところであります。3年後には、機能は別として、同ビルに中央図書館を設置する方針を打ち出せるのか、市長に伺います。中央図書館の整備は、かつて

津田山地区の総合文化施設として計画をされましたが、平成8年に大規模事業等再評価により一度は事業が中止になりましたが、平成11年4月の2010プラン第3次中期計画で再度事業計画が実現し、平成12年度には基本構想報告書が策定されております。さらに、平成13年、平成14年度は基本計画の策定が行われております。

そこで、教育長に具体的に伺います。中央図書館の計画を休止または中止した場合の課題と今後の取り組みの方向性について伺います。

まちづくり局長に伺います。中央図書館の計画がすべて中止となったとした場合、南地区西街区再開発事業計画は一体どのようになるのか。また、民間開発で進められている東街区、グランド地区再開発事業への影響についても伺っておきます。

次に、向ヶ丘遊園の跡地利用計画について、市長に伺います。市長は向ヶ丘遊園の跡地利用計画について、「生田緑地全体計画との整合を図りながら、今後の土地利用計画などを検討する」と行財政改革プランの中で示しており、優先順位についてはCランクとされております。市長は行財政改革プラン冒頭において、「この30年間、人口増加に伴って緑は一貫して減少してきました。開発前の保全、市街地における復元、あるいは屋上緑化などあらゆる手法を駆使して、市民の皆さんと一緒に、緑を極力確保してゆきます。この緑の回復を一つの基調に、さらに住み良い住環境を追求していきたい」として、緑の確保及び緑の回復への決意がうかがえます。このようなことを考えれば、より積極的に緑の確保、保全についての具体的な取り組みが期待をされるわけであります。

そこで、市長の向ヶ丘遊園跡地利用における考え方と方向性について伺います。また、本計画はさきの市長の緑に対する考え方からすれば、優先順位はもう少し高くしてもよいと思いますが、実際には残念ながらCランクと低い評価がされております。Cランクとした基本的な考え方と根拠についても伺っておきます。次に、庁内に設置をされた向ヶ丘遊園跡地利用検討委員会の検討状況、並びに市民とのパートナーシップによる跡地利用についての現状と、両者における今後の取り組みについても伺います。

次に、まちづくり3条例素案について伺います。平成14年5月から関係局でまちづくり3条例、仮称住宅地事業等総合調整条例、仮称開発及び建築行為に係る紛争の予防及び調整に関する条例、仮称開発許可基準条例の策定等が予定をされておりますが、それぞれの条例案について今回何を改善しようとしているのか伺います。次に、これら3条例案について、条例案の根拠及びその効果についても伺います。また、9月2日よりホームページにおきましてまちづくり3条例の素案や関連資料を公表するとともに、関係部局等で概要資料を配付しているようでありませうけれども、市民からの反響はどのようであるのか伺います。また、今回パブリック・コメントによって市民意見の反映を図るとのことですが、従来のやり方との違いやメリットについても伺っておきます。

次に、住民基本台帳ネットワークについて伺います。去る8月5日付で川崎市民に住民票コード通知票が送付されました。住基ネットに対する知識不足の中で、突然番号を受け取った市民も多かったのではないかと推測します。

そこで何点か伺います。1として、本市においてはどのような問い合わせや、また不参加の意思表示をされた市民がどれほどあったのか伺います。2点目として、開示する本人確認情報は住民票に記載される6情報に限られるとなっておりますが、本格実施後も変わらないのか伺います。また、システムの管理について、市職員の取り扱い体制はどのように

なっているのかについても伺います。3点目として、本市には個人情報保護条例第16条に、情報提供の中止を請求できる権利を有すると、項目がありますが、この保護条例と住基ネット不参加の申し出をした場合の整合性はどのようになっているのかについても伺っておきます。

次に、北部医療施設について伺います。早期開設が市民から強く望まれておりますけれども、談合情報等によって8月23日の入札が延期となり、着工・竣工時期がおくれることが懸念されております。再度の入札予定が10月9日、契約日15日、竣工予定が平成17年10月17日とのことですが、開設時期はいつになるのか、また少しでも開設時期のおくれを取り戻す方策はないのか伺います。次に、今回の施設本体工事、空調設備工事、衛生設備工事の3工事以外にも電気、通信、昇降機などの工事が予定をされておりますが、入札日、入札の種類についても伺っておきます。5つの施設工事の総額が190億円を超える大工事がありますが、市内業者が参入しやすい入札であることが望まれます。どのような配慮がされているのか伺っておきます。

次に、初試算として策定されてまいりました第1期高齢者保健福祉計画について、実績と見込みとの乖離はどのようなものになったのか伺います。また、問題点も伺います。次に、65歳以上の高齢者の方々が毎年およそ1万人近くふえていくと推計がありますけれども、十分なサービス量が確保されるのか、しっかりとした施策が望まれるところです。

そこで、第2期高齢者保健福祉計画の概要を伺います。第1期の実施状況から第2期高齢者保健福祉計画を策定するに当たって、どのような特色になるのか伺います。

次に、中でも特に介護保険制度について伺います。今までの統計から、訪問介護、訪問入浴等が増加し、これからの増加も見込まれますが、この対応策を伺います。続いて、2期策定中であろうと思いますが、保険料はどのように変わるのかについても伺っておきます。

次に、先日発表された向こう5年間の収支見通しの中で、扶助費の増嵩が1.5倍に高まると指摘されております。このことに関連して伺います。昨今、民間住宅のオーナーや仲介業の人から借家人の家賃遅延、未払いの苦情が相次いでおります。正確な統計はありませんが、かなりの金額になるそうであります。東京都など他都市では、生活保護受給者より委任払い制度が既に実施され、実績を上げていますと仄聞しておりますけれども、健康福祉局長に、本市の場合なぜ委任払いが不可能なのか、その理由について伺います。

次に、雇用状況とその対策について伺います。市民局発行の「川崎市労働情報」によりますと、本市の直近の有効求人倍率は0.42であり、神奈川県0.49、全国平均0.53より低い数値を示しております。安定的な雇用創出を目的として、介護、福祉、環境、教育等の分野での公的創出に期待が寄せられてくるわけですが、これまでのそれぞれの分野での取り組んできた内容と創出できた実績を伺います。次に、本市においては地域雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、新事業創出促進に関する基本構想を策定し、事業を展開しておりますけれども、これまでの実績について伺います。次に、市内の企業がリストラや合理化を進めた結果、労働にかかわるさまざまな問題が発生し、公正な労働基準を確保することが難しくなっていると思われませんが、その事実と対応策についても伺っておきます。

次に、緊急雇用対策の取り組みについて伺います。今議会では補正予算が組まれ、雇用

対策と経済対策の強化を図ろうとしておりますが、幾つか伺います。

初めに、地域経済の活性化に取り組む一環として商工会議所と連携し、地元商店街で買い物をするなど、市内の消費を促すことで雇用の拡大を図ろうと、Buyかわさきキャンペーンが取り組まれておりますが、何点か伺います。1点目として、Buyかわさきフェスティバルが10月12日、川崎駅東西自由通路で開催されるということですが、フェスティバルの具体的な内容、出店規模、出店内容について伺っておきます。2点目として、フェスティバル開催後の名産品コーナー等常設展示場の見通し、時期、取り扱う物産、販売の内容等について伺います。3点目として、今後開催される市民まつり等の他のイベントとの共催についても伺います。4点目として、市内商店街とBuyかわさきとの連携について伺います。

続いて議案第108号、一般会計補正予算について伺います。緊急地域雇用創出特別交付金事業費約1,000万円が提案をされました。1としてキャリア・カウンセリング事業、2として求職者状況調査事業、3として名産品市場調査事業のそれぞれについて、具体的な事業の内容、まとめの時期、この調査をもとにこれを今後の事業にどう位置づけていくのか伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問をさせていただきます。(拍手)

○副議長(菅原敬子) 市長。

[市長 阿部孝夫登壇]

◎市長(阿部孝夫) それでは、私から、ただいまの民主・市民連合を代表されました青山議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、財政の現状についてのお尋ねでございますが、本市の財政状況は、平成13年度決算見込みにおきましては実質収支が過去最低規模となりまして、また平成14年度の予算におきましても、既に実質的に多額の収支不足が生じているところでございます。このたび、行財政改革プランの策定に当たりまして、改めて5年間の収支見通しを試算いたしましたところ、歳入の根幹である市税収入が平成15年度の固定資産税の評価がえの影響などから減収となりまして、平成16年度以降も大幅な伸びは期待できない状況にございます。また、これまでの豊かな歳入構造に支えられました歳出構造は相当程度硬直化が進んでおりまして、にわかに見直しができない状況にあることから、収支不足の拡大が見込まれるところでございます。さらに、従来行ってまいりました財源対策につきましても、財政調整基金が底をつくことや、減債基金の積み立て繰り延べを実施いたしましても、市債償還の負担が翌年度から発生してまいりますので、収支不足を解消することはできない状況にございます。こうしたことから、仮に減債基金の繰替運用を行い、その収支不足を補ったといたしましても、平成17年度には赤字が生じまして、平成18年度以降には巨額の財政赤字が累積し、財政再建団体に転落する危険性があることが判明いたしまして、かつてない危機的な財政状況に至ったと認識しているところでございます。

次に、行財政改革プランの経過等についてのお尋ねでございますが、行財政改革プランの「はじめに」のところでも述べましたが、昨年の市長選挙の過程で行財政改革の断行を求める市民の強い気持ちを痛感し、市長就任後、本市の再生に向けて第一歩を踏み出しました。行財政改革の取り組み経過についてでございますけれども、当初の段階では6月下

旬に内部改革の取り組みを中心とした素案を作成して、あわせて学識経験者や市民代表から構成される懇談会を設置して8月末までに改革案を策定し、公表する予定としておったところでございます。しかしながら、私が当初予想していた以上に財政状況は逼迫しておりまして、部分的な改革では本市の再生はあり得ないということが明らかになってまいりました。そのため、行政体制の再整備にとどまらず、公共公益施設や都市基盤整備のあり方から市民サービスに至るまで、抜本的な改革を進めることが必要となったものでございます。このようなことから、私がみずから具体的な改革の方針を明らかにして、議会の冒頭で御説明をさせていただくという経過に至ったものでございます。

次に、行財政改革委員会の役割といたしましては、本市の行財政改革のあり方について広く御意見を伺うとともに、改革プランの進捗状況について適宜御報告しながら、改革の具体的推進に向けた御意見を伺うものでございます。

次に、改革プランの内容と今後の進め方でございますが、行政体制の再整備につきましては、具体的な改革項目を実施計画的なものとして年次を明示して掲げているところでございます。この行政体制の再整備につきましては、いわゆる内部改革でございますが、職員配置、人事給与制度、出資法人等を取り上げておりますが、これらにつきましては行政みずからの判断に基づいて、他の内容に率先して行うべきものと考えておりますので、今後この改革プランに基づいて具体化を図ってまいります。また、公共公益施設・都市基盤整備の見直しにつきましては、新規着工の大規模事業等について原則として3年間凍結するとともに、当面予定されている事業について4ランクの優先順位区分として示しておりますので、今後はこの考え方に基づいて、市民や議会の皆さんの御意見をお伺いしながら事業の見直しを実施してまいりたいと考えております。さらに、「市民サービスの再構築」につきましては、施策の再構築例として具体的な事業についての考え方をお示ししてございますが、市民や議会の皆様のさまざまな御意見を伺いまして、十分な議論を経た上で可能なものから速やかに実施するとともに、おおむね今後1年以内を目途に所要の結論を得て、再構築を進めてまいりたいと考えております。このように改革プランに掲げました3つの柱を三位一体として推進してまいります。実施に当たりまして市民や議会の皆様の御意見を十分に伺いながら具体化を図ってまいりたいと思っております。

新総合計画についてのお尋ねでございますが、今回お示ししました行財政改革プランは、財政再建団体への転落が危惧されるという極めて厳しい財政状況の中で、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、緊急的な行政運営の指針として策定したものでございます。

「活力とうるおいのある市民都市」として川崎を再生していくためには、この改革プランに基づき行財政改革を推進する一方で、中長期的な視点に立って本市の目指すべき基本方向や目標を総合的なビジョンとして取りまとめて、市民の皆様を初めNPO、町内会・自治会、まちづくりクラブ、さらには地域にかかわる事業者の方々などと手を携えて、市民参画による地域主体のまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。こうした観点から、「萌える大地」と「躍るこころ」を取り戻し、市民がみずから生き生きと活動する市民都市・川崎の再生に向けた道筋を明らかにする新たな総合計画の策定に取り組んでまいりたいと存じます。

向ヶ丘遊園跡地利用についてのお尋ねでございますが、初めに今回のプランにおける跡地利用の考え方でございます。ばら苑につきましては、存続を求める市民の方々の御意向

を踏まえまして、地権者の御理解をいただいて当面存続するとしたところでございます。したがって、このたびの行財政改革プランでの位置づけにつきましては、ばら苑を除く向ヶ丘遊園跡地の利用計画を対象としたところでございます。

次に、今後の跡地利用の方向性についてでございますが、生田緑地の計画区域に位置する向ヶ丘遊園は、75年間にわたって花と緑の遊園地として広く首都圏の人々に親しまれてきた歴史がございます。したがって、このような生田緑地の持つ特徴を十分に踏まえ、地権者の御意向等を踏まえながら、全体計画との整合性を図ることが大事ではないかと考えておりますことから、この趣旨に沿って、現在、庁内検討委員会において基本方針を策定しているところでございます。

次に、職員団体との協議等についてのお尋ねでございますが、改革プランにございます職員数の削減等内部改革は厳しい内容となっておりますが、プラン策定に当たりましては、労働界を含め各界のアドバイザーの御意見を伺ってまいりました。なお、改革を推進していくためには、職員及び職員団体の理解と協力が必要なものと考えておりますので、今後このプランの実施に当たりましては、今日の本市の置かれている行財政の状況を十分説明して、職員の勤務条件の変更にかかわる事項につきましては、職員団体と誠意を持って協議を進めてまいりたいと考えております。

市民サービスの再構築についてのお尋ねでございますが、本市はこれまで豊かな税財源に恵まれて、高度成長期を中心に全国屈指の質、量、速さをもって市民サービス施策を展開してまいりました。御指摘のとおり、地方分権時代にありましては、地域の実情や時代状況に見合った市民ニーズあるいは要望に対して、地方自治体みずからの判断で自立的に行政運営を行っていくことがますます重要になってくるものと考えております。これまでのような経済成長に伴う自然増収や税財源の充実が期待できない中におきまして、少子高齢化や環境問題への対応等、新たな行政需要や分権社会に的確に対応していくためにも、まず財政再建団体への転落を回避して、自治体としての自律性を確保することが行政としての最優先の課題であると認識いたしております。

こうした中で、本市の財政状況と収支見通しを市民の方々にお示しするとともに、行政内部の改革や大規模事業の見直しに加えまして、少子高齢社会の進展に合わせて保健福祉関連の支出総額を今後も着実にふやすという前提に立ちまして、改めて真に必要な人々に、必要なサービスを迅速に適正な費用で選択的に提供される環境をつくり上げることが重要であると考えております。市民サービス再構築の基本的な考え方といたしましては、1つには市民参画による地域主体のまちづくり、2つには社会環境の変化に合わせた施策の再構築、3つには効率的、効果的な市民サービス供給システムの構築、4つには公平性の観点に立った受益と負担の適正化、こういった4つを柱に据えまして、各種サービスが創設された背景や目的、その後の時代状況の変化に伴うこれらの今日的意義なども考慮に加えながら、今後の指針として再構築の事業例を提示させていただいたものでございます。これらは行政の判断だけで行えるものではありませんで、今後、議会はもとより、行財政改革委員会からの御意見を初め現行のサービスを受けている市民の立場、サービスの費用を納税という形で最終負担をしている市民の立場など、多様な市民の方々の意見につきましても、タウンミーティングや市長への手紙、あるいは電子メールなど、さまざまな媒体を通じてお伺いいたしまして、十分審議検討を重ねた上で、合意が形成されるもの

からおおむね今後1年を目途に所要の結論を得てまいりたいと考えております。

出資法人についてのお尋ねでございますが、このたびの出資法人の見直しにつきまして、6月末日に公表いたしました、出資法人の経営状況等の点検評価の結果を参考にしながら、民間により事業が実施できる法人や同様な事業を行っている法人、また統合により一層効率的な経営や、よりきめ細かなサービスの提供が図れる法人について、統廃合を含めた抜本的な見直しを行うものでございます。

次に、今後の取り組みといたしましては、昨年に引き続きまして出資率25%以上50%未満で、本市が主体的に設立に関与した法人まで対象を広げて点検評価を実施して、統廃合を含めた抜本の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、中央図書館についてのお尋ねでございますが、IT化時代を迎えまして、大量な蔵書を中心とした図書館機能を見直すべき時期に来ていると考えております。今後3年間の改革期間の間に費用対効果に基づく検証等を進めるとともに、その計画や事業手法について検討してまいりたいと考えております。したがって、中央図書館につきましては、現行の計画内容での西街区再開発ビル内での設置は難しいものと考えております。私からは以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 教育長。

〔教育長 河野和子登壇〕

◎教育長（河野和子） 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、仮称多摩スポーツセンターについての御質問でございますが、仮称多摩スポーツセンターの建設計画につきましては、これまで市民の方々とも研究討議し、進めてきたところでございますが、今後は原則として3年間の改革期間の間にあり方や機能、規模、整備方法なども含めまして検討してまいりたいと考えております。

次に、中央図書館についての御質問でございますが、中央図書館整備計画を休止または中止した場合の課題と今後の取り組みについてでございますが、まず中央図書館の整備計画に含まれております中原図書館の改築計画の再検討がございます。現在ある中原図書館につきましては、老朽化しておりますので、今後、建物の安全性を確保しながら、図書館利用者の利便性を高める改修などを進めていく必要があると考えております。図書館整備計画におきましては、今後、市民の皆様の御理解を得ながら、川崎市の図書館計画を全般的に見直す中で、IT化時代など社会状況の変化に対応した中央図書館機能を求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 総務局長。

〔総務局長 奥川欽一登壇〕

◎総務局長（奥川欽一） 総務局関係の御質問にお答えを申し上げます。

職員数の削減等についての御質問でございますが、初めに削減目標を1,000人とした根拠と手法につきましては、改革期間でございます3カ年間で定年退職いたします職員約1,500人のうち、必ず配置をしなければならない部門、部署を除き、採用者を抑えることにより、

退職予定者の3分の2程度として目標を掲げたものでございます。

次に、年度別人数等につきましては、改革プランに掲げました、職員数の削減に向けた具体的な見直しに基づきまして積算をしておりますが、具体的には各個別の業務ごとに今後調整してまいりますので、現時点で数字的に確定しているものはございません。また、本改革プランは3年間で改革期間として策定したものでございまして、それぞれの取り組み課題も3年のうちに実施する項目を掲げてあるものでございます。

次に、平成17年度以降の職員数の削減についてでございますが、平成21年度の財政フレーム試算モデルにおきましては、計画期間である3カ年の削減目標である1,000人のペースを継続いたしますと御指摘のような数字になりますが、7年後の収支バランスの均衡を図るためには、人件費総額220億円の削減を試算しているところでございます。平成17年度以降の具体的な取り組みにつきましては、平成16年度までの取り組みに引き続き、人事給与制度の見直しとあわせて職員数の削減についても検討してまいります。いずれにいたしましても、行政内部の効率化の進展状況や社会経済環境の変化に合わせまして見直しに取り組み、平成21年度には一般会計ベースにおける人件費比率が指定都市平均の17.5%となるよう目指してまいりたいと存じます。

次に、出資法人についての御質問でございますが、5月末に公表いたしました出資法人の経営状況等の点検評価結果におきましては、多くの経営に関する指摘を受けたところでございます。このため、これらの指摘事項に対する改善措置などを検討するため、出資法人、所管部局及び関係局を構成員といたします出資法人課題検討プロジェクトを6月末に設置いたしました。このプロジェクトでは、出資法人の経営改善に係る方策についての検討や経営改善計画などの策定に対する支援などについて協議を行うとともに、出資法人及び所管部局においては指摘事項に対する改善措置の実施及び改善方策の検討を進めているところでございます。また、今後適正な見直しを図るため、公認会計士の活用も図ってまいります。さらに、出資率25%以上50%未満の出資法人まで対象を拡大し、昨年引き続き点検評価を行い、統廃合を含めた抜本的見直しを検討、指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 総合企画局長。

〔総合企画局長 瀧田 浩登壇〕

◎総合企画局長（瀧田浩） 総合企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、新総合計画についての御質問でございますが、新たな総合計画の策定に向けましては、行財政改革プランでお示した基本的な考え方を前提にして、市政情報の積極的な公開に努め、市民の方々との意見交換を十分に重ねながら、策定プロセスを重視し、進めていくことが重要であると考えております。具体的には、行財政改革委員会とも連携を図りつつ、学識経験者やまちづくりを担う多様な市民の方々が参画する策定委員会を設置するほか、タウンミーティングや各区ごとの市民討議を開催するなど、身近な地域で多様な参加手法を展開し、市民参画型の計画づくりを進め、平成15年度中の策定を目途に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共公益施設・都市基盤整備の見直しにかかわる御質問でございますが、初めに

御指摘の西口市民文化施設の優先順位及び区分につきましては、事業の必要性、妥当性等から実施を前提としておりますが、財源、運営方法等についての検討を十分に行う必要があるため、優先順位の区分を当初からBランクとしております。

次に、ランクづけに当たっての考え方でございますが、見直しの基準といたしましては、1、事業の熟度、2、緊急性、3、問題・課題設定の適切さ、4、事業内容の適切さ、5、公共関与の必要性などの観点から、各種事業については改めてその費用対効果を厳しく吟味し、時代状況の変化から、その必要性はもとより、解決すべき課題に照らして、より効果的、効率的に達成できる手法を再検討するなど、総合的な政策評価に基づき、今後のあり方も含め、AからDまでの4つに区分し、その考え方を整理したものでございます。

次に、D区分についての考え方でございますが、新規及び既存事業で本体工事に着手していない事業など、改革期間の3年間は着手を見送るべき事業をD区分としたところでございます。これらの事業の中には、3カ年着手を見送る事業と、この間、中止、休止、廃止を含めて見直しを図る事業とがあり、それぞれの事業の考え方をあわせて一覧表にお示ししたものでございます。

次に、着手を見送るべき事業についての考え方でございますが、ただいま申し上げましたように、新規及び既存事業で本体工事に着手していない事業などでございます。今回対象とした事業は、計画段階から工事着手に至る直前のものなど、事業熟度がそれぞれ異なっておりますので、その熟度に応じた評価の視点から、事業の必要性や有効性など、常に検証することは極めて重要なことであると考えております。

次に、PFI候補事業についての御質問でございますが、御指摘の5事業につきましては、平成13年1月にPFI候補事業として公表し、所管局を中心に検討を進めるとともに、多くの民間事業者から御意見やお問い合わせをいただいたところでございます。その中で中原消防署の整備につきましては、PFI法の改正に伴い、民間施設との合築が可能となるなど、PFIによる整備手法もさまざまな形態が想定されるようになったことも考慮し、PFI等導入も視野に入れ、改築計画の具体化に向けて引き続き検討を行うC区分に位置づけたものでございます。また、環境科学総合研究所の整備につきましては、昨年度さまざまな観点から調査検討を行い、PFI導入については一定の可能性を見出したところでございますが、都市再生特別措置法の施行など国の都市再生に向けた大きな動きに合わせて、臨海部全体の整備構想との整合を図るとともに、環境問題が地球的規模の広がりを見せている中、産・官・学の共同研究や国際貢献などの機能を充実する必要性が従来にも増して高まってきております。こうしたことから、産・官・学の連携による環境技術の高度化など、新たな機能を有する総合的な研究所としての整備に向けた検討が必要であるため、現行計画の見直しを要するC区分としたものでございます。

次に、多摩スポーツセンターの整備、中央図書館の整備及び青少年科学館の改築につきましては、ただいま申し上げましたようにD区分の考え方に基づきまして改革期間の3年間は着手を見送り、さらにこの間にさまざまな検討を行う事業としたものでございます。なお、駐輪場の整備につきましては、駅周辺等における放置自転車対策が喫緊の課題となっておりますので、PFIによる整備を含め、所管局を中心に総合的な対策の検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、PFI候補事業につきましては、PFIの導入可能性や運営手法等をさまざまな観点から検討し、事業手法についての

方向性を示してまいりたいと考えております。

次に、臨海部の各特区構想及び都市再生の取り組みについての御質問でございますが、国の構造改革特区構想の提案募集要件は規制緩和に限定されたものでございます。本市が8月29日に提出いたしました臨海部に係る特区構想の概要でございますが、1つ目といたしましては、環境産業の育成や技術開発、技術移転により国際貢献を目指す国際環境特区。2つ目は、新産業創出として期待されておりますバイオ関係の企業誘致等を目指す国際バイオ・メディカル特区。3つ目は、F A Zやコンテナバースなど、既存港湾施設を活用し、物流拠点を目指す国際物流特区。4つ目は、羽田空港の国際化、24時間化を視野に入れた空港機能のビジネスチャンスを目指す国際臨空ビジネス特区の、以上4特区構想でございます。これらの特区による効果といたしましては、さまざまな規制緩和により立地企業の設備投資や新事業への展開、また低未利用地への民間開発の促進が期待されるところでございます。今後の取り扱いといたしましては、現在全国の249の自治体及び民間等から合計426件の特区構想が寄せられていることから、これらについて国の構造改革特区推進室において整理された後、次期国会で関係法案を成立させ、その後自治体からの正式申請を受け付けるというスケジュールと伺っております。

次に、都市再生特別措置法の施行に伴う都市再生緊急整備地域の指定につきましては、7月2日、東京都、横浜市等の5自治体、17地域、約3,515ヘクタールが第1次指定されております。本市といたしましては、この秋に予定されております緊急整備地域の第2次指定に向け、臨海部再編整備の基本方針により、臨海都市拠点に位置づけられております南渡田周辺地区及び塩浜周辺地区を中心に本市臨海部地域が指定されますよう、現在、国及び神奈川県等関係自治体、関係事業者と調整を進めているところでございます。

最後に、手塚治虫ワールドかわさきについての御質問でございますが、昨年12月に株式会社手塚ワールド企画により新事業企画案が公表され、その後事業計画の作成が進められておりますが、これまで神奈川県と市による手塚ワールド企画との情報交換の中では、ロボットの先端技術を生かした事業を中心に考えているとのことでございます。今後、新しい事業計画案ができました段階において、神奈川県とともに事業の内容や将来性を検討し、対応を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 財政局長。

〔財政局長 榑澤孝夫登壇〕

◎財政局長（榑澤孝夫） 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、これまでの財政対策についての御質問でございますが、長引く景気低迷の中、本市におきましても歳入の根幹である市税収入が、企業業績の悪化や地価の下落などから伸び悩むなど、厳しい財政状況が続いております。このような財政状況のもと、市民サービスの水準を維持するため、これまでも行財政改革を進めるとともに、歳入では土地の売り払いや財政調整基金の取り崩し、さらには市債の活用などを行ってまいりました。また、歳出では事務事業の見直しによる経費節減に努める一方、減債基金の積み立て繰り延べや下水道事業会計繰出金の抑制などの財源対策を行い、収支の均衡を図ってきたところでございます。

次に、川崎縦貫高速鉄道線の整備に係る財源確保についての御質問でございますが、川崎縦貫高速鉄道線の整備は、現在見込まれる2期整備区間も含めた本体事業に係る概算事業費だけで約7,156億円に達する巨額の事業でございます。このため、市債償還は40年以上に及び、交付税措置後の一般会計実質的負担額がピーク時の約20年間にわたって毎年70億円から80億円程度になることから、将来の市民に大きな負担となることが見込まれております。仮にこの負担増額分を市税の税率引き上げにより確保するといたしますと、例えば固定資産税では現行1.4%の税率を0.1%引き上げますと、毎年度約80億円の増収となり、年額20万円の負担をいただいている納税者では約1万4,000円の増となるものでございます。また、市民税個人の所得割では、現行3%、8%、10%の税率を各段階でそれぞれ1割引き上げますと、毎年度約85億円の増収となりまして、年額20万円の負担をいただいている納税者では2万円の増となるものでございます。いずれにいたしましても、整備着工に当たり、即超過課税ということは大変難しいと考えておりまして、さらなる行財政改革など、あらゆる取り組みにより将来の市民負担をできる限り抑制するとともに、一般会計出資金や補助金が市財政に与える影響のほか、地下鉄の整備に伴い、市民行動や企業活動の変化を通じた事業効果についても、あわせて精査していく必要があるものと考えております。

次に、北部医療施設新築関連工事の入札に関する御質問でございますが、初めに今回発注する工事は建築本体工事、空気調和設備工事、衛生その他設備工事、電気設備工事、通信設備工事及び昇降機設備工事の6工事でございます。このうち、建築本体工事、空気調和設備工事、衛生その他設備工事の3工事は予定価格が22億2,000万円以上でありますことから、WTO政府調達協定による一般競争入札の対象となり、10月9日に入札を予定しております。また、電気設備工事及び通信設備工事は通常の一般競争入札で、昇降機設備工事は公募型指名競争入札で、10月11日に入札を予定しております。

次に、市内業者の参入についてでございますが、WTO対象の3工事につきましては、協定上、本社が市内に所在する等の地域要件を設けることができないとされております。しかしながら、入札参加条件の設定に当たりましては、市内のA等級業者が共同企業体の構成員として参加できるようにしているところでございます。また、電気設備工事につきましては、市内業者のみによる共同企業体とし、通信設備工事につきましては代表者を市内もしくは準市内業者とし、構成員を市内業者とする共同企業体としているところでございます。なお、昇降機設備工事につきましては、専門的な工事でございますことから、市内業者に限定せず、公募したものでございます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 市民局長。

〔市民局長 大木 稔登壇〕

◎市民局長（大木稔） 市民局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、住民基本台帳ネットワークシステムについての御質問でございますが、このシステムに関する市民の方からの問い合わせにつきましては、8月末までに約2,500件ございまして、その多くは住民票コードに関する説明を求めるものや住民票コード通知票の郵送時期等についての御質問でございました。また一方、個人情報保護が不完全な状態での実

施は、中止あるいは延期してほしいなどの御意見もいただきました。

次に、本人確認情報につきましては、住民基本台帳法で6情報と定められておりますので、住民基本台帳法が改正されない限り、変更することはございません。また、来年の8月に予定されております2次稼働に際しましては、区役所区民課等の職員に専用のICカード及びパスワードを交付することにより、厳格に取り扱いが行えるものと考えております。本市の個人情報保護条例第16条に規定する、目的外利用等の中止を請求することにつきましては、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を神奈川県へ通知することが住民基本台帳法に定められた事務であることから、同条例第10条に定める目的外利用に当たらないものであり、中止請求に沿うことはできないものでございます。

次に、労働にかかわる問題とその対応策についての御質問でございますが、本市では働く市民の権利の擁護と生活の安定を図るため、雇用労働相談を実施しております。本市相談窓口及び街頭労働相談並びに神奈川県川崎労働センターにおいて、平成13年度に受け付けた市内の相談件数は前年度比24.9%増の2,702件で、企業におけるリストラや合理化を背景として、賃金未払い、解雇、労働時間など、労働条件をめぐる数多くの相談が寄せられております。本市といたしましては、勤労者を取り巻く雇用労働状況が依然として厳しいことから、これらの労働相談がより身近に活用されるよう努めてまいります。同時に、事業主並びに勤労者に向けて「川崎市労働情報」や「パート労働ミニ知識」を発行し、労働基準法を初め各種関係法令が遵守されるよう、周知並びに啓発に努めているところでございます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 経済局長。

〔経済局長 君嶋武胤登壇〕

◎経済局長（君嶋武胤） 経済局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、雇用状況とその対策についての御質問でございますが、厳しい雇用情勢を踏まえ、国が臨時応急の措置として広く失業者等の雇用・就業機会の創出を図ることを目的に実施された緊急地域雇用創出特別交付金事業を平成11年度から3年間実施いたしました。その結果、福祉分野では家事・介護サービス等への就業を促進するための研修3事業により、2,411名の方々が就業の促進に向けた研修を受講され、また環境・リサイクル分野では不法投棄物の処理及び主要駅周辺美化等6事業により257名の方々が新規雇用・就業の機会を得ました。さらに、教育・文化分野では、外国語指導補助派遣事業の臨時講師の派遣及び教育の充実、発展に資するための教育活動支援者の派遣等7事業によりまして、357名の方々が新規雇用・就業の機会を得たところでございます。その他8事業により64名の方々が新規雇用・就業の機会を得、588名の方々が就業の促進に向けた研修を受講されました。これらを合わせますと合計24事業678名の雇用が創出され、2,999名の方々が雇用の促進に向けた研修を受講されたということになっております。

あわせて、新たに平成13年12月補正から平成16年度まで実施いたしております緊急地域雇用創出特別交付金事業では、平成13年度に5事業、172名が雇用創出をされました。また、平成14年度当初予算では25事業、597名の雇用創出を計画いたしております。今後とも雇用効果の高い事業を掘り起こし、効果的な方法で確実に推進をしてまいりたいと考えており

ます。

次に、新事業創出に関する基本構想についての御質問でございますが、基本構想の実現に向けたこれまでの主な取り組みといたしましては、川崎市産業振興財団を中核的支援機関に位置づけまして、創業者や新たな事業展開を行う中小企業などに対しまして、ビジネスオーデイション「かわさき起業家選抜」や産学連携支援を行うとともに、ワンストップサービスを実施する相談窓口を設置するなど、新規事業の成長段階に応じた総合的な支援を展開しているところでございます。またハード面では、基本構想の中で高度研究機能集積地区として位置づけております新川崎地区において、新規創業や産学共同研究開発などの拠点となる、かわさき新産業創造センターの整備を進めているところでございます。

次に、緊急経済雇用対策の取り組みについての御質問でございますが、初めにBuyかわさきキャンペーン事業についてでございますが、川崎市と川崎商工会議所では、市外に流出している購買力を呼び戻すとともに、市内製品の優先使用の促進について、市民、産業界、労働界と一体となって地元での調達、買い物、消費拡大に取り組み、地域ぐるみの運動として展開していただくため、市政だよりやアゼリアビジョン、かわさきFMなどを通じましてBuyかわさきキャンペーンのPRに努めているところでございます。このキャンペーンの一環といたしまして、川崎市内の名産品、特産品を集めたBuyかわさきフェスティバルを開催し、市内製品のPRを行うため、10月12日にJR川崎駅東西自由通路での開催に向けまして、川崎商工会議所と連携を図り、準備を進めているところでございます。具体的な内容、規模でございますが、会場にワゴン50台を用意いたしまして、市内で生産、製造、加工された食品、農産物、工芸品などを展示即売するものでございます。また、簡易なステージを設けまして、消防音楽隊や企業の吹奏楽団を初め伝統芸能などの出演もしていただく予定でございます。

次に、名産品コーナーの常設についてでございますが、Buyかわさきフェスティバルの結果も踏まえまして、本年度は年内を目途に、まずJR川崎駅東西自由通路の一角に仮設店舗を立ち上げ、事業の採算性や効果及び施設の規模等について調査を行いながら、試験的に実施したいと考えております。市民まつり等他のイベントとの共催についてでございますが、チラシ配布やポスターへの掲載など、各局区で取り組んでおります各種事業や市内のイベント開催に当たりまして積極的に呼びかけを行い、地域ぐるみの運動としてとらえていただき、BuyかわさきキャンペーンのPR、周知に御協力をいただいているところでございます。

次に、市内商店街との連携についてでございますが、商店街の個性的な取り組みにつきましても呼びかけを行っているところでございまして、統一ののぼり旗、ステッカー及びポスターを配布いたしまして、PRと意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、緊急地域雇用創出特別交付金事業でございますが、川崎市におきましては平成13年度から平成16年度にわたり30事業を計画しておりまして、1,216名の雇用創出を図るものでございますが、緊急経済雇用対策の取り組みを強化するため、このほどさらに3事業を追加するものでございます。

初めに、キャリア・カウンセリング事業でございますが、雇用及び就業の機会を創出するため、川崎商工会議所の本所、支所に人事、総務、技術系に精通した企業のOBを配置いたしまして、厳しい雇用情勢にさらされている求職者に対して能力開発、就業スキルの

向上及び就労相談等のカウンセリングを行うものでございます。

次に、求職状況調査事業でございますが、市内在住求職者の求職活動及び求職者を取り巻く環境について調査をいたしまして、求職者に関する状況把握、地域による特性、求職活動方法の比較、公共職業安定所及び民間求人情報提供サービスでの企業と求職者のマッチング度など、課題、問題点を把握いたしまして施策の資料とするものでございます。

次に、名産品市場調査事業でございますが、地域経済の活性化に資するため、地元での調達、買い物、消費拡大に取り組むBuyかわさきキャンペーンの柱であります名産品コーナーの常設に向けまして、本年度はパイロット事業として展開するとともに、今後の事業展開を図る上で名産品の掘り起こし、事業の採算性、効果及び施設の規模等について調査を行うものでございます。いずれの事業も緊急的、臨時的な雇用対策事業でございますが、11月から来年の3月にかけて実施をいたしまして、調査によって必要とされた施策については早急に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 環境局長。

〔環境局長 川副有康登壇〕

◎環境局長（川副有康） 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

向ヶ丘遊園跡地についての御質問でございますが、初めにこのたびの行財政改革プランの中でC区分となった根拠といたしましては、ばら苑を除く向ヶ丘遊園跡地の利用計画を対象としたものでございまして、1つとして、遊園跡地が生田緑地の都市計画区域と区域外にまたがって存在していること。2つとして、最大所有者である小田急電鉄株式会社が利用計画を策定中であること。3つとして、ほかにも複数の個人地権者が存在し、こうした方々の御意向を確認する必要があることなどから、優先順位の区分中「事業熟度の点等から、今後の推移を注視する必要がある事業」に該当するため、C区分となったものでございます。

次に、庁内の検討委員会における検討状況についてでございますが、跡地利用における基本的な考え方であります生田緑地全体計画との整合を図りながら、小田急電鉄株式会社を初め関係地権者の方々と基本方針策定に向けて協議を進めるなど、精力的に検討を行っているところでございます。

次に、市民とのパートナーシップによる跡地利用の検討についてでございますが、検討委員会での基本方針を踏まえながら、全体構想を策定する段階で市民の方々に御意見を伺ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石野 厚登壇〕

◎健康福祉局長（石野厚） 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、北部医療施設の開設時期についての御質問でございますが、建物竣工後、医療機器の据えつけ、調整、職員のトレーニングなど所要の整備を行った上で、平成17年内の開設を目指してまいりました。しかしながら、今回の入札延期に伴い、竣工予定も当初の

見込みより1カ月半程度おくれ、年内の開設が極めて困難な見通しとなっております。今後、竣工後に行う開設準備に要する期間の短縮などについて、関係局等と十分協議し、竣工のおくれを少しでも取り戻せるよう努めてまいります。

次に、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画についての御質問でございますが、初めに、現在見直しを進めております第1期計画の見込みと実績についてでございますが、計画全体といたしましては順調にサービスが拡大しているものと評価しております。個々の状況におきましては、介護療養型の施設サービスが見込みの半数程度にとどまっていること、あるいは高齢者施策においてふれあい型ホームヘルプなど、自立支援事業の利用者が見込みを大きく下回っているなど、見込みと実績の乖離も生じているところでございます。今後の課題といたしましては、在宅と施設サービスの役割分担や、経過的に設けましたふれあい型ホームヘルパー派遣事業などの自立支援事業のあり方などがあるものと考えております。

次に、第2期高齢者保健福祉計画の概要と特色についてでございますが、第1期の計画の課題を踏まえまして、第2期の計画におきましては、介護を必要とする方を初め虚弱傾向にある方、ひとり暮らしの方、健康、元気な方など、すべての高齢者を対象といたしまして、在宅サービスの支援、痴呆性高齢者の支援、健康づくり、介護予防などを重点とした仕組みづくりを検討しているところでございます。その内容といたしましては、1つには、介護が必要な高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるようにするため、介護保険などのサービスの充実や痴呆性高齢者の支援を行うものでございます。2つには、介護が必要な状態にならないよう、地域で生き生きと暮らせるような健康づくりや介護予防に取り組むものでございます。3つには、高齢者が生きがいを持ち、ますます元気に活躍できる仕組みづくりでございます。4つには、安心な地域づくりであり、市民が主役の見守りネットワークづくりや居住支援を行おうとするものでございます。特にこの計画におきましては、「地域が主役、川崎発！ニューシニア健康づくり大作戦」を基調といたしまして、それぞれの身体的、精神的状態に応じて自立し、行動のできる新たな高齢者像を掲げるとともに、身近な地域をキーワードとして、高齢者の心身の健康づくりと調和のとれた明るく健全な地域づくりを特色としていきたいと考えております。

次に、介護保険の訪問介護、訪問入浴等の増加への対応策についてでございますが、在宅サービス量につきましては、訪問介護、訪問入浴、有料老人ホーム等における特定施設入所者生活介護等が計画数値を上回って増加している状況でございます。これらのサービスにつきましては、提供する事業者も着実に増加しているところでございますので、今後につきましても引き続き需要に見合った供給ができるものと考えております。

次に、平成15年度から平成17年度までの第1号被保険者の保険料についてでございますが、保険料につきましては、まず要介護認定者数を推計し、その数値をもとに施設及び居宅の介護サービス量を見込むとともに、事業にかかる費用を推計した上で算定することとなっております。本年6月に試算した中間値としての基準月額額は3,355円でございますが、この試算を上限といたしまして、今後、介護保険運営協議会及び高齢者保健福祉計画策定協議会において御協議をいただいた上で、本年12月を目途に第1期の介護保険給付費準備基金からの繰り出しを含めて算定いたします。最終的には平成15年2月の市議会定例会に川崎市介護保険条例改正案として提出させていただくこととなっております。

次に、生活保護受給者の家賃滞納者にかかわる委任払いについての御質問でございますが、生活保護の住宅扶助費につきましては、生活保護法第33条によりまして原則として世帯主に金銭給付するものと定められております。御指摘のように、東京都の区によりましては、生活保護受給者の家賃対象者に対して一律的に実施するのではなく、特殊な例として個々の被保護者の同意書を徴収し、委任払いで対応している場合もあるようでございます。本市における家賃滞納者への対応につきましては、民間住宅の家主さんなどの立場に立ちまして、福祉事務所のケースワーカーにより、生活指導の一環として解決を図っているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） まちづくり局長。

〔まちづくり局長 福地由矩登壇〕

◎まちづくり局長（福地由矩） まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、交通網に対する基本的な考え方についての御質問でございますが、本市は東西に細長い地形上の特性から、道路と鉄道などの公共交通機関とのバランスのとれたラダー型の交通網の整備を進めてまいりました。こうした交通網の整備に加え、都心、副都心、地区生活拠点、臨海拠点など、各地域の特性を生かした機能配置を図り、それらが相互に機能を補完し、連携することにより、市域全体について社会経済的な一体性を形成する、活力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、羽田空港の再拡張についての御質問でございますが、昨年12月に国土交通省より羽田空港の再拡張に関する基本的な考え方が示され、新滑走路の位置は現空港南側の海上に計画されております。また、滑走路の規模につきましては、国際線化を視野に入れ、2,500メートルとなっております。

次に、多摩川への影響についてでございますが、多摩川に係る部分については通水性を確保した構造とするものとされ、河川管理上支障を生じさせないように計画されております。また、周辺環境への影響及び騒音についてでございますが、現段階においては明らかにされておりませんが、新滑走路による高さ制限や騒音等の本市に及ぼす影響につきましては、国に対し十分配慮されるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、中央図書館の計画に伴う武蔵小杉駅南部地区再開発事業への影響についての御質問でございますが、まず中央図書館の西街区市街地再開発ビルへの設置が難しくなった場合の影響でございますが、準備組合では平成12年度に施設計画素案を策定し、事業の採算性などの検討を行い、権利者の合意形成を図り、平成15年度の再開発地区計画の都市計画決定に向け準備をしているところでございます。しかしながら、中央図書館の導入が難しい状況であることから、新たに保留床の処分先を探す必要が生じ、事業採算性の確保や商業・業務・文化機能の集積など、広域拠点の形成を踏まえた施設計画の見直し及び検討が必要になると考えられます。

次に、東街区市街地再開発事業及びグランド地区の開発に及ぼす影響でございますが、西街区市街地再開発事業と一体的な整備、手続を予定しておりますので、組合等が計画しております計画にも影響することが懸念されます。いずれにいたしましても、小杉駅周辺は第3都心にふさわしいまちづくりを考えておりますので、南部地区周辺を含む小杉駅周

辺全体の開発の動向なども見据えながら、関係地権者等と事業の進捗が図れるよう、協議調整を行ってまいります。

最後に、まちづくり3条例についての御質問でございますが、まず仮称住宅宅地事業等総合調整条例でございますが、基本的には現行の川崎市住宅・宅地事業調整要綱を条例化するものでございますが、行政手続の公正・透明化を図るとともに、地方分権時代にふさわしい住民参加の仕組みを条例として制度化するものでございます。この条例化により改善される点は、1番目として、これまでの要綱による指導行政から、条例化することにより、市・市民・事業者の責務が明確となり、手続が実行されなかった場合は罰則規定を設けるなど、適正な開発及び建築事業が担保されること。2番目として、対象事業について事業者の周知及び説明義務と、近隣住民は事業者に対して要望書を提出できることを定めるなど、住民参加の仕組みを制度化すること。3番目として、事業計画の早期段階において事業の情報を把握することにより、市域の緑地保全施策の充実が図られる点などが改善される点でございます。

次に、仮称開発及び建築行為に係る紛争の予防及び調整に関する条例でございますが、平成8年4月1日に施行した現行の川崎市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例を改正するものでございます。改正の内容につきましては、条例の対象の事業を中高層建築物に、斜面地建築物及び開発行為を加え、事業にかかわる近隣関係住民と事業者との紛争を予防し、紛争が起きた場合にあっせんや調停の手続ができることとするものでございます。

次に、仮称開発許可基準条例につきましては、現在、良好な市街地形成を図ることを目的として定めました川崎市宅地開発指針や川崎市住宅・宅地事業調整要綱などにより補完してまいりました公園、道路などの開発許可基準の技術的細目について、透明性、公平性の観点から条例で定めることとしたものでございます。

次に、根拠及びその効果についてでございますが、まず仮称住宅宅地事業等総合調整条例でございますが、地方分権一括法により、住民に最も身近な地方公共団体が都市計画に関する事務を進めていくことになり、法令に違反しない限り、各自治体において自主条例が制定できることとなったことが制定の根拠でございます。また、その効果でございますが、事業着手前の必要な手続を定め、事業計画に係る必要な情報を近隣住民に提供し、住民の意見が反映されることから、周辺と調和した良好な市街地の実現に寄与するものでございます。

次に、仮称開発及び建築行為に係る紛争の予防及び調整に関する条例は、現行の川崎市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例と同様に、紛争の予防及び調整を図り、良好な近隣関係を保持し、あわせて地域における健全な生活環境の維持及び向上に資するために定めるものでございます。また、その効果でございますが、斜面地建築物や開発行為を対象とすることによりまして、開発行為等について近隣関係住民への周知と、紛争が生じた場合に紛争の調整として市があっせんや調停を行い、紛争の解決を図るものでございます。さらに、調停制度の手続を改正し、有効に機能するよう図るものでございます。また、住民に対しまして、条例手続の情報を簡便な方法により閲覧できるなど、手続の透明化を図るものでございます。

次に、仮称開発許可基準条例の根拠でございますが、平成13年5月に都市計画法の改正

があり、政令で定める範囲で、条例により地域の実情に合った開発許可の基準の強化、また緩和が可能となったところがございます。また、その効果でございますが、現行の川崎市宅地開発指針などによる指導基準について、条例化により、基準としてその明確化と実効性の確保を図るものがございます。

次に、市民からの反響についてでございますが、資料の請求や市民説明会についての問い合わせは何件かございます。また、具体的意見につきましては、今のところわずかでございますが、説明会なども開催しますので、今後ふえるものと考えております。

次に、従来の条例制定の手续といたしましては、行政側がそれぞれの行政課題に応じて条例案を作成し、議会にお諮りしてまいりましたが、今日の地方分権時代を迎え、市民が主体となる行政運営が求められており、市民の要請を的確に把握した上で条例を制定していくことが不可欠となっております。したがって、今回の条例制定に当たりましては、パブリック・コメントを実施することにより、市民の意見が十分反映された条例案の作成が可能であると考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 建設局長。

〔建設局長 鳥海勝男登壇〕

◎建設局長（鳥海勝男） 建設局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎縦貫道路についての御質問でございますが、川崎縦貫道路は市内の交通混雑の緩和や居住環境の向上を図りながら、業務核都市としての機能を充実させるため、市域を縦に貫く極めて重要な幹線道路でございます。したがって、現在事業中のⅠ期区間と国道15号から東名高速道路に至るⅡ期計画区間の一体化により、その整備効果が十分に発揮されるものと考えております。Ⅱ期計画につきましては、公表後長い年月が経過し、この間、川崎縦貫道路を取り巻く社会経済状況は大きく変化しております。このことから、現在、国、県、日本道路公団、首都高速道路公団及び本市で構成する川崎縦貫道路計画調整協議会の場におきまして、他の広域道路計画との整合性、拠点開発の進捗状況、沿道における民間開発の状況、建設コストの縮減、住民合意形成の重要性等の諸課題を整理しながら、公表案の再評価、計画の基本的なところから再検討の作業を進めているところでございます。本市といたしましては、Ⅱ期計画案の具体化に向けて同協議会での早期検討に努めてまいりたいと存じます。

次に、大師ジャンクションの事業費及び本市の負担額でございますが、まず事業費につきましては、用地補償費を含めまして現在約1,209億円を予定していると、事業者である首都高速道路公団から伺っております。この事業費に対する本市の負担額といたしましては、首都高速道路公団への出資金として約85億円の予定でございます。

次に、関連事業を含めた川崎縦貫道路事業にかかわる市の負担額でございますが、高速川崎縦貫線事業、国道409号にかかわる改築事業及び共同溝事業の負担額につきましては、昭和62年度から平成13年度までの合計といたしまして約420億円でございます。また、本市水道局の共同溝事業への負担額につきましては、平成5年度から平成13年度までの合計といたしまして約140億円でございます。

次に、Ⅰ期事業の最終地点での国道15号とのすり合わせ図面についてでございますが、

Ⅱ期計画案との密接な関係がありますので、国等関係機関で構成する川崎縦貫道路計画調整協議会の場におきまして、Ⅰ期事業の完成予定が平成18年度末であることを十分に踏まえ、今後とも検討してまいりますので、御理解をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 交通局長。

〔交通局長 石井二郎登壇〕

◎交通局長（石井二郎） 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎縦貫高速鉄道線事業の今後のスケジュール等についての御質問でございますが、現在、同鉄道線研究会の学識者部会及び市民部会におきまして、事業費の縮減策等について検討が進められており、近いうちには提言がいただける予定となっております。この研究会からの提言を受けまして、行財政改革プランに示されました5つの点に留意の上、本事業の費用と効果を速やかに整理いたしますとともに、その内容を市政だよりや市のホームページなどを通じまして市民の皆様にお知らせし、御意見をいただきながら、できるだけ早期に事業の検証を行い、結論を得てまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆6番（青山圭一） ありがとうございます。何点かにつきまして再質問いたします。

まず、本市の財政硬直化の議論の中で、後年度負担増につながる公債費の関係について行革プラン第7章でも触れられておりますけれども、公債費は事業費ベースで平成14年度予算の618億円から平成21年度には1,233億円に増加します。この公債費の大幅な増は、バブル経済の投資的経費の影響もありますが、多くはバブル崩壊後、国がみずからの経済対策の破綻には目を背け、逆に緊急景気刺激策として数次にわたる補正予算で地域振興券などの事業に自治体を総動員させた結果でもあります。このような財政危機の原因は、人件費や扶助費といった川崎の施策選択の結果というよりも、国の施策による他律的な要因も大きいのではないかと思います。見解について伺います。加えて、地方分権の議論の中で税源移譲を含めた自治体としての立場から問題点を指摘し、要望すべきと考えますが、見解について伺います。

次に、今回、行財政改革プランの発表に至る経過について、市長より答弁をいただきました。財政状況が予想以上に逼迫しているため、手順が違ってきたとのことですが、財政見込みの逼迫さは今に始まったことではありません。十分予想されたものであり、だからこそ行財政改革が必要であります。このことは衆目の一致するところであります。問題は、市議会に報告された6月上旬、行財政改革素案が示され、市民討議が始まり、8月には行財政改革プランが作成されるといった手続が全くほごにされたことであります。議会との関連についてどのように考えているのか、市長に見解を伺います。

次に、行革プランにおいて行財政機関がみずからの判断に基づいて率先して行うべき項目として、職員配置、組織機構、給与制度、人事制度、公益企業、出資法人を取り上げ、平成15年度から平成16年度までの実施予定としているようですが、これらの項目はみずか

らの判断だけで実施できると考えているのか伺います。また、実施した場合の費用対効果はどのくらいの規模になるのかお示してください。「行政体制の再整備」の中で、今後の方向と見直し基準に触れ、職員の勤務条件の変更にかかわる事項については組合と誠意を持って協議を進めるとしておりますけれども、組合との合意はもとよりですけれども、市民生活に直結する組織機構の見直しは市民合意も必要と思いますが、この点についてもお示してください。

次に、出資法人についてでございますが、答弁では今後出資法人の見直しについて、統廃合を含めた抜本の見直しを進めるとのことです。今後の統廃合を含めた見直しのスケジュール、及び統廃合を行う法人はどのくらいを見込んでいるのか伺います。また、見直しを行うことにより、その効果をどのように想定しているのか。さらに、見直し、統廃合による削減予定見込み額についても伺っておきます。

大規模事業等の見直しについて伺います。優先順位の区分、ランクづけについては総合的な政策評価に基づいて行ったとのことですが、そうした資料の提出もなく、また川崎市の目指す都市像やそれに基づく総合計画が明示されていない中では、説得力に乏しいと言わざるを得ません。当然に新総合計画の策定の中でランクづけの見直しもすることになるとと思いますが、伺います。新総合計画及び政策評価条例の策定はいつになるのか、改めて伺っておきます。

次に、D区分の事業の中では、1として3カ年着手を見送る事業と、2としてこの間に中止、休止、廃止を含めて見直しを図る事業があるとのことです。D区分のすべての事業が中止、休止、廃止の検討対象となるということではないと理解をしますが、確認を含めて伺います。また、3カ年着手を見送るとは、本体工事に着手をしないと解するところであり、事業によってはそれぞれの事業のこれまでの経緯と必要性等の再確認の上に立って、基本計画の策定など事業進捗を図ることができると考えますが、伺います。

次に、PFI候補事業についてはPFI手法でいくのか、従来手法でいくのかが課題となっておりますが、それぞれの事業について、いつまでに決定するのか伺います。今回のプランによってPFI候補事業そのものの見直しはあるのかもお示してください。

次に、Dランクに限らず、各事業ごとに検討や見直しの考え方が示されていますが、こうした検討等は、どこがどのような形でいつまでに行うかについても伺っておきます。

市民サービスの再構築について伺います。1点目として、行財政改革プラン第6章で示されている事業はあくまでも事業例であるとのことですが、事業例であれば、検討されていない事業もあると受けとめてよろしいのか伺います。2点目として、合意が形成されたものから可及的速やかに実施し、今後1年以内を目途に所要の結論を出すとのことですが、一つ一つの事業についての検討、合意を得るシステムについて再度伺います。また、市民、議会での十分な検討期間が必要であり、1年以内の結論は拙速と考えますが、伺います。3点目として、市民サービスの見直しは、市民に大きな影響のある点からも最後の手段と考えます。補助金や助成金など、全体の見直しが必要と考えます。検討委員会等を設置し、洗い直す必要についてのお考えについても伺っておきます。4点目として、市民サービスの再構築事業例による対象市民人数と財政効果をどのようにとらえているのかについても再度伺います。

次に、川崎縦貫高速鉄道事業について現段階での進捗を考えると、最終の結論を出すリ

ミットをいつにするのか、端的にお答えください。また、市民意見を問うとありますが、意見集約について、今回の問題ではばら苑の存続の次元とは明らかに異なり、市の財政や今後のまちづくりの考え方を方向づける重要なテーマであります。そのためにも、意見集約の方法、また事業存廃に対し意見の影響度をどのように定め、意見を求めていくのかが問われていると思います。具体的に考え方をお示してください。

中央図書館に関連して何点か伺います。

初めに、市長が考えておられるIT化時代の中央図書館のイメージを伺います。

次に、教育長に伺います。中央図書館はどのような機能を持ち、どのような役割を果たすべきと考えておられるのか伺います。中原図書館の早期改修の必要性が出てきましたが、機能を含めた構想についてのお考えも伺います。

まちづくり局長に伺います。再開発ビルから中央図書館の構想を撤回することによる地権者に対する対応、事業見直しに伴う川崎市の道義的責任は発生しないのか、新たに保留床の処分先を探すことによる事業のおくれをどのように考えているのか伺います。

次に、川崎縦貫道路について伺います。答弁では、大師ジャンクションの事業費が1,209億円、そのうち本市負担分は85億円分とのこととあります。次に、川崎縦貫道、国道409号に係る改築事業及び共同溝事業の負担額420億円、また水道局関係が140億円とのこととあります。したがって、これまで合計で645億円が投入されています。しかし、これまでI期完成が平成7年、工費2,500億円。以降、変更が重ねられ、平成11年で3,622億円、平成14年4,030億円。このたび、平成18年完成、5,684億円と工期のおくれが財政に重くのしかかる構造になっております。今度こそ、このI期完成が見通せるとのことです。したがって、15号線とのすり合わせが明確にされるのは当然であります。重ねて図面の完成時期を明らかに示してください。

委任払い制度に関連して、まちづくり局長に伺います。民間住宅の家賃滞納者に対する対策については理解いたしました。まちづくり局長に、それでは、本市市営住宅における生活保護受給世帯の総数、さらに生活保護受給世帯数のうち、滞納世帯数及び滞納の金額をお示してください。次に、政令市の生活保護受給者の委任払い——いわゆる代理納付ですけれども——の現状と、本市の滞納の解消に向けてどのような対策に取り組んでいるのか伺っておきます。以上です。

○副議長（菅原敬子） 市長。

◎市長（阿部孝夫） お答えいたします。

最初に、財政危機の原因及び地方分権についてのお尋ねでございますが、公債費につきましては、国の経済対策に対応して地域経済の活性化に努めるとともに、本市の独自施策の展開を図るための財源として市債を発行したことや、個人住民税等の減税に伴い、減税補てん債を発行したことなどから市債残高が急増し、その結果、大幅に増加してきております。

このように公債費の増嵩については御指摘のとおりの方がございますけれども、もちろんこれだけではございませんで、市民サービスの多くを直営方式で事業実施してきたことなどにより人件費の割合が高いこと、さらには高齢者人口の急激な増加などによる扶助費

の大幅な増加から、歳出構造の硬直化が進行していることに加えまして、景気の悪化や臨海部における産業の空洞化等による市税収入の伸び悩みなど、全体として構造的な要因に基づいているものと認識しております。地方分権についての取り組みでございますが、地方公共団体が自主的、自立的な市政を運営するためには、税源移譲による地方税財源の充実、確保を図るとともに、簡素にして効率的な行財政制度を確立することは大変重要なことでございます。したがって、私といたしましては、分権時代にふさわしい行財政改革を推進する一方におきましては、地方税財源の充実、確保の早期実現に向けて、今後もこれまで同様に他の指定都市とも連携し、国などに対し積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

次に、改革プランの発表の経過についてのお尋ねでございますが、今回公表いたしました行財政改革プランは、部分的な改革ではなくて、あらゆる項目にわたり抜本的な改革を進めることといたしました。この行財政改革をやり遂げ、川崎市を再生し、市民生活を守り、向上させていくという私に課せられた責務を果たしていくためには、当初の予定のように素案で市民に公表して意見を求めて、その上で議会にという手順では望ましくないと判断いたしまして、真っ先に議会の、しかも本会議において報告をさせていただいて、同時に市民に公表して広く御意見をいただくという方式に切りかえたものでございますので、議会を重要だと思ったからこそ、こういう方法をとったことを御理解賜りたいと存じます。

次に、行政体制の再整備についてのお尋ねでございますが、初めに改革の実施の判断についてでございます。改革の3つの柱のうち、公共公益施設・都市基盤整備の見直しや市民サービスの再構築と比べまして、行政体制の再整備はいわゆる内部改革でございますので、おおむね行政の責任と判断によって改革を実行できる分野であると考えておりまして、実施予定年度を明示して取り組んでいるところでございます。

次に、行政機関がみずから判断に基づいて行うべき項目の財政効果についてでございますけれども、職員数の削減や給与制度の見直しなどによる人件費を例にとりますと、削減効果といたしましては3年後の平成17年度には単年度で100億円程度を見込んでいるところでございます。

次に、市民生活に直結する組織機構の見直しに関するお尋ねでございますが、組織機構につきましては、改革プランでお示しした方向性を効果的に実施できるように、意思決定の迅速化、事務効率の向上、さらに責任所在の明確化を図って、市民の多様なニーズに的確に対応して市民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。このような考え方に基づいて、市民サービスの再構築につきましては広く市民の御意見を伺いながら、それを踏まえまして、組織機構につきましては行政の責務として見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、市民サービスの再構築についてのお尋ねでございますが、初めに事業例でございます。市民サービスの再構築の項目でお示ししました事業は、市民生活に大きな影響を与える事業を再構築の例として掲げたものでございまして、お示しした事業以外に今後検討していく事業も数多くございます。それらの事務事業につきましても、効率性、公平性などの観点から常に点検評価を行って、例外なく見直しを図っていくことが重要であると考えて、そのように対応してまいります。なお、合意形成についてでございますが、市民サービスの再構築につきましては、市民生活にも大きな影響が考えられ、市民の置かれたさ

まざまな状況に配慮した施策の構築が必要でございまして、対象事業が多岐にわたっておりますので、今後所管ごとに意見交換や審議検討の手法を検討してまいりたいと考えております。また、ここで1年以内といたしましたのは、1年でも多く延ばせば、それだけ問題の解決が先延ばしになるということと、それから行財政改革委員会を初めとする広範な市民意見を伺う必要があること、予算案や条例案についての議会審議等を勘案して速やかに実行に移すことが必要であるとして、目安として掲げたものでございます。

次に、対象市民人数と財政効果についてでございますけれども、御指摘の施策例における対象となる市民の人数や財政効果につきましては、今後の議論によりまして具体的な実施内容が確定してまいりますので、現段階での算出は困難でございます。

次に、補助・助成金の見直しについてでございますが、補助・助成金は行政目的や公益性の程度に応じて交付するものでございますけれども、長期にわたる補助金につきましては、社会経済環境の変化等に伴って当初の目的などが不明確になったり、あるいは行政の公正さを損なう場合もございます。したがって、見直しに当たりましては客観的な公益性と透明性の視点から改めてその目的と必要性を総点検するとともに、地域の公益目的を達成するために必要な補助・助成金につきましては、その活用を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、市のホームページなどにより市民に交付状況を積極的に公開するとともに、行財政改革委員会におきましても御意見をいただきながら、適正化に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

次に、川崎縦貫高速鉄道事業についてのお尋ねでございますが、川崎縦貫高速鉄道の建設につきましては、御指摘のとおり、市の財政や今後のまちづくりを方向づける重要なテーマであると考えております。したがって、今後のスケジュールや意見集約につきましては、国の予算との関連もありまして、限られた時間の中で決定する必要がございます。川崎縦貫高速鉄道線研究会の結論を踏まえて、本事業の重要性にふさわしい方法で広く市民の意見を集約できるように、今年中には意見集約の方法を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、中央図書館についてのお尋ねでございますが、これからの図書館は高度情報通信技術を用いて、市民が必要な資料や情報を、地区図書館はもとより、市内の専門機関や国、県その他の自治体の図書館等とのネットワークによって入手し、パソコンを利用して提供していくものと考えております。また、利用者は図書館へ足を運ばなくても、蔵書の検索や予約、相談が可能になるもの、そのように考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 教育長。

◎教育長（河野和子） 中央図書館の機能と中原図書館についての御質問でございますが、中央図書館の機能につきましては、市民のだれもが必要な図書館サービスを利用できるよう地区図書館や分館を支援し、また他の自治体や大学、学校を初め他機関との連携やネットワークを統括する中枢的機能を考えております。

次に、中原図書館の改修と今後の構想につきましては、川崎市の図書館計画を全般的に見直す中で、改革期間の間に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 総務局長。

◎総務局長（奥川欽一） 出資法人についての御質問でございますが、今後、統廃合を含めた見直しを行う法人の見込み数及びスケジュールにつきましては、現在、各出資法人や所管部局及び関係局で進めております経営改善に向けた取り組みの結果や、今年度実施を予定しております、出資率25%以上50%未満の法人を対象とした点検評価の終了が今年度末をめどに予定をされておりますことから、これらの結果を参考にしながら、設立の目的が既に達成された法人や、民間との競合により存在意義が不明確となっている法人などにつきまして、年度末以降、抜本の見直しを再度進めてまいりたいと考えております。

次に、見直しによる効果についてでございますが、法人の廃止とあわせて実施する民間への業務委託により本市財政負担の軽減などが、さらに法人の統合によりましては一層の経営の効率化や事業の多角化によるきめの細かいサービスの提供などが見込まれるものと考えております。また、法人の統廃合によります削減見込み額につきましては、職員や補助金の削減及び出資金の引き揚げなどによる経費節減が見込まれるところでございますが、法人の経営手法やサービス提供の方法、内容などにより、それぞれ異なっておりますことから、具体的な削減額の算定は難しいところでございます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 総合企画局長。

◎総合企画局長（瀧田浩） 大規模事業の見直しなどについての御質問でございますが、初めに新たな総合計画との関係でございますが、大規模事業等の見直しの考え方につきましては、当面の市政運営の指針として行財政改革プランの中でお示ししたものでございます。今後、平成15年度中を目途に新たな総合計画の策定に取り組んでまいります。改革プランでお示しした基本方向を踏まえつつ、市政情報の積極的な公開に努め、市民の方々の意見交換を十分に重ねながら、中長期的な視点に立ち、本市の目指すべき基本方向や目標を総合的なビジョンとして取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、政策評価条例の策定期間についてでございますが、現在、本年8月に設置した学識経験者及び市民公募委員から成る仮称川崎市政策評価条例策定検討委員会におきまして、条例案の策定に向けて政策評価制度の実効性の向上、評価に対する市民の信頼性の確保、市民にわかりやすい評価に関する情報の公開などの諸課題につきまして御議論いただいているところでございまして、平成15年度を目途に政策評価条例の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、D区分の事業に関する御質問でございますが、今回の行財政改革プランの基本的な考え方としては、改革期間の3カ年は本体工事の着手を見送るということでございます。そして、この間、時代状況の変化を踏まえ、その必要性や有効性などを検証し、いま一度事業のあり方や整備手法の見直しを図ることが必要であると考えておりますが、それらの中には中止、休止、廃止に至る事業も想定されるところでございます。D区分の事業には、計画段階から工事着手に至る直前のものなど、さまざまな事業熟度のものがございまして、改革プランの趣旨に沿ったものであれば、事業熟度に応じた適切な検討は必要であると考えております。

次に、PFI候補事業についてでございますが、改革プランの趣旨に沿って、事業所管理局が中心となって改めて事業そのものの必要性や緊急性などの検証を進めていくこととなります。こうした検証の状況等を踏まえ、可能なものについては年度内を目途に候補事業としての方向性をお示ししてまいりたいと考えております。

最後に、各事業の今後の検討方法等についてでございますが、改革プランに掲げる市政運営のガイドラインや公共公益施設・都市基盤整備の見直しの基本的な考え方をもとに、今後市民の皆様のお意見なども伺いながら事業所管理局が中心となって検討を進め、予算編成や新たな総合計画の策定プロセスを経まして、改革期間の中で方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） まちづくり局長。

◎まちづくり局長（福地由矩） 小杉駅南口地区西街区市街地再開発事業についての御質問でございますが、再開発準備組合に対しまして今回の行財政改革プランの趣旨及び目的を十分に御説明し、御理解を得てまいりたいと考えております。また、保留床の処分先を含めた施設計画につきましては、今後も引き続き準備組合活動への積極的な指導、助言を行いながら協議調整を進め、事業の進捗が図られるよう十分検討してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅における生活保護世帯などについての御質問でございますが、まず生活保護受給世帯数についてでございますが、平成14年3月末現在1,266世帯でございます。次に、滞納世帯数及び滞納金額についてでございますが、滞納世帯数209世帯、滞納金額約4,200万円でございます。次に、政令指定都市における生活保護住宅扶助費の代理受領制度を行っている都市についてでございますが、現在、本市、横浜市及び京都市を除く9都市で代理受領制度を実施しております。次に、本市における生活保護受給世帯の滞納の解消に向けた取り組みについてでございますが、現在、滞納者に対しましては督促状の送付や電話による催告を行うとともに、本庁と区役所が連携をとりながら、夜間を含め戸別訪問をするなど、滞納の解消を図っているところでございます。しかしながら、国からの公営住宅の家賃の取り扱い等についての通達もございますので、今後、御指摘の代理受領制度を有効に活用するなど、滞納の早期解消を図るよう関係局と十分に協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 建設局長。

◎建設局長（鳥海勝男） 川崎縦貫道路Ⅰ期事業についての御質問でございますが、国道15号とのすり合わせにつきましては、都市計画決定にかかわるものとして基本的な図面は示されておりますが、詳細な図面につきましてはⅡ期計画案との密接な関係がございますので、今後とも川崎縦貫道路計画調整協議会の場におきまして鋭意検討してまいりますので、御理解をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆ 6 番（青山圭一） ありがとうございます。

再度質問いたします。川崎市の行財政改革プランについて種々伺いましたが、今後の進め方について、市長と語るタウンミーティングや市民への説明会、さらにインターネット等で意見の集約をすることですが、その結果の報告について議会に説明、報告すべきと思いますが、その方法を含めて市長に伺っておきます。

次に、健康福祉局長に再度伺います。先ほど、まちづくり局長から、委任払い制度を有効に活用し、早期解消を図るとの答弁をいただきました。しっかりと健康福祉局としても委任払い制度の確立に向け協議をお願いします。さて、民間住宅についてですが、こちらでも当然公営住宅との間で委任払い制度が確立したときには、制度として委任払いが実現できると理解していますが、伺います。

○副議長（菅原敬子） 市長。

◎市長（阿部孝夫） 市民意見の議会への報告等についてのお尋ねでございますが、行財政改革プランに対する市民意見につきましては、節目ごとに議会にその状況を御報告いたしますとともに、必要な資料につきましては提出をしてみたいと考えております。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（石野厚） 生活保護受給世帯の家賃委任払い、いわゆる代理納付制度についての御質問でございますけれども、初めに生活保護受給世帯の市営住宅における家賃滞納者対策といたしましては、委任払い制度の実施に向けまして関係部局と協議してみたいと存じます。

次に、民間住宅における滞納者への対応につきましては、今後検討してみたいと存じます。以上でございます。

○副議長（菅原敬子） 青山議員。

◆ 6 番（青山圭一） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございました。市長のタウンミーティングの結果報告ということですが、市民の方の御意見等を議会に報告としますので、ぜひそのようにしていただきたいと思っております。また、行革プランを進めるに当たり、市民意見を十分に聴取することについて、市長への手紙、メール、あるいはタウンミーティングを活用することは大変意義のあることだと思います。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。問題は、市民の方々の意見がどのように生かされて、そして政策に反映されるかということだというふうに思います。このプランを進めるに当たり、十分に市民の方々の意見を反映した施策となるよう要望し、あとは委員会に譲り、私の質問を終わります。ありがとうございました。